

議案第 号

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）12月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	320,500円
2	354,300円
3	404,300円
4	466,300円
5	526,500円
6	600,900円
7	708,700円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 号

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年条例第3号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>表 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>表 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正概要

改正内容

令和5年人事院勧告に準じて、市の一般職の任期付職員の給料月額を引き上げる。

国家公務員における同様の制度の任期付職員の給料月額等と宝塚市における給料

号給	国家公務員		宝塚市
	俸給月額 A	管理職手当相当額 B	給料月額 (A - B)
1	380,000円	59,500円	320,500円
2	427,000円	72,700円	354,300円
3	477,000円	72,700円	404,300円
4	539,000円	72,700円	466,300円
5	615,000円	88,500円	526,500円
6	718,000円	117,100円	600,900円
7	839,000円	130,300円	708,700円

【本市の任期付職員の給与制度について】

国家公務員においては、勤勉手当を支給しない代わりに特別職と同率の期末手当を支給し、管理職手当相当額は俸給月額に含まれると解されていますが、宝塚市においては、一般職の地方公務員であること、高度な専門的能力の発揮に期待し、かつ成果を評価する考えであることから、勤勉手当を支給することとしています。管理職手当についても、一般職の地方公務員であることから支給することとし、給料月額については国の俸給月額から管理職手当相当額を除いた額としています。

※宝塚市において支給する手当の種類(斜字は国家公務員の場合は支給されないもの)

地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当